

移動等円滑化取組計画書

2025 年 6 月 25 日

住 所 東京都立川市泉町 1078 番 92
事業者名 多摩都市モノレール株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 奥山 宏二

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社では、全駅において、エレベーターによる1ルートの確保、ホームドアの設置が既に完了し、車両設備の更新等も進んでいる。 今後は、トイレのリニューアルやエスカレーター・エレベーターの更新、誘導ブロックの視認性向上等により、更なるバリアフリー化を図っていく。
（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 全てのお客様に安心してご利用いただくため、利用状況に合わせた駅業務体制等の見直しを行い、お客様サービスの維持・向上を図っていく。 また、親切・丁寧でわかりやすく適切なご案内の実施に向け、引き続き、支援が必要なお客様への対応を含めた接客教育等を計画的に実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
[旅客施設] ○トイレのバリアフリー化 ○更なるバリアフリー化に向けた取り組み [車両] ○無し	[旅客施設] ・トイレの和式便器を洋式便器にするほか、多様なお客様に配慮した機能の導入などリニューアルを行う。(継続実施) ・エスカレーター・エレベーターの更新や、誘導ブロックの視認性向上等のバリアフリー化を進める。(継続実施) [車両] ・無し

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
○バリアフリーに関するマニュアルの整備	・バリアフリーマニュアルに基づき計画的な教育・訓練を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
○無人駅における案内サービスの改善	・無人駅における旅客誘導案内として、適宜、既存設備（インターホン等）を使用した適切な案内を実施する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
○運行状況など情報発信の強化	・駅改札付近に設置している案内表示装置や急告板などを使用して、適宜必要な情報を提供する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
○係員の接遇レベルの向上	・新入社員に対する心のバリアフリーについての研修を実施する。 ・運輸系社員（運転・駅務）による定期教育において、実車や駅構内で車椅子・アイマスク・白杖等を利用した実践的な教育を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
[旅客施設] ○お客様案内モニター等を活用した周知 [車両] ○無し	[旅客施設] ・駅に設置しているお客様案内モニター等により、バリアフリー設備の適正利用に関する広報活動及び啓発活動を実施する。 [車両] ・無し

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

—

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

Ⅴ 計画書の公表方法

弊社ホームページに記載

Ⅵ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、弊社の中期経営計画に位置付けられている

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。